

租税法

受講生の皆様

訂正のご案内

この度は、LEC公認会計士講座をご利用頂き、誠に有難うございます。

2024年 論文直前<過去問>レビュー(EB24383) 租税法の下記教材に、訂正事項がございましたので、お知らせ致します。

教材作成上の訂正事項が生じたことを、心よりお詫び申し上げます。今後改善に努めてまいりますので、受講生の皆様におかれましては、ご了承の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

・租税法 過去問題集第2版 (EM24031)

租税法 過去問題集第2版 (EM24031)

令1・解答解説5頁 問2[問]1. 資産に係る控除対象外消費税額等 ←6/5 追加

【誤】 2,859,750

【正】 2,713,500

～次ページへ続く～

【誤】

<p>(1) 控除対象外消費税額等</p> <p>①居住用賃貸建物に係る課税仕入れ 消 2,047,500 + 地 577,500 = 2,625,000</p> <p>②課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に 共通して要するもの <u>{ 本社附属設備 (消 468,000 + 地 132,000)</u> <u>+ 本社通信機器 (消 195,000 + 地 55,000) }</u> × (1 - 課税売上割合 0.35) = <u>552,500</u></p> <p>③ ① + ② = <u>3,177,500</u></p> <p>(2) 損金算入限度額 (1) × $\frac{12}{60}$ × $\frac{1}{2}$ = <u>317,750</u></p> <p>(3) 損金不算入額 (1) - (2) = <u>2,859,750</u> (加算)</p>	C <u>2,859,750</u> (加)
--	------------------------

【正】

<p>(1) 控除対象外消費税額等</p> <p>①居住用賃貸建物に係る課税仕入れ 消 2,047,500 + 地 577,500 = 2,625,000</p> <p>②課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に 共通して要するもの <u>本社附属設備 (消 468,000 + 地 132,000)</u> × (1 - 課税売上割合 0.35) = <u>390,000</u></p> <p>③ ① + ② = <u>3,015,000</u></p> <p>(2) 損金算入限度額 (1) × $\frac{12}{60}$ × $\frac{1}{2}$ = <u>301,500</u></p> <p>(3) 損金不算入額 (1) - (2) = <u>2,713,500</u> (加算)</p>	C <u>2,713,500</u> (加)
---	------------------------

【誤】 通信機器 (共通)	250,000	× 35%	87,500	× 65%	162,500
【正】 通信機器 (共通)	250,000	× 35%	87,500	× 65%	162,500 ^(*)

(*) 20万円未満のため、全額損金算入

租税法 法人税・基礎2 過去問チャレンジ 第2版 (EM24034)

第15章表紙 令和2年 論点など

- 【誤】 法基通9-6-2 ○ 全額回収不能
- 【正】 法基通9-6-1 ○ 書面による債務免除

P15-7 解説(2)仕入先M社②貸倒損失

- 【誤】 法基通9-6-2適用 (全額回収不能)
- 【正】 法基通9-6-1適用 (書面による債務免除)